

朝霞市規則第 19 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 41 年朝霞市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 勤務時間条例第 15 条の 3 の規定による子育て時間の承認を受けて勤務

しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。